（研修事務に関する帳簿の記載事項等）

第六十条　法第五十三条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　受講者の氏名、生年月日、本籍地都道府県名及び住所

二　受講者の成績

三　実践研修を修了した者については、修了証書の番号

四　実践研修を修了した者については、修了年月日

２　法第五十三条の帳簿は、研修事務を廃止するまで保存しなければならない。

（実践研修結果の報告）

第六十一条　登録実践研修機関は、研修事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　受講者の数

二　修了者の数

三　修了の年月日

２　前項の報告書には、実践研修を修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表を添えなければならない。

（研修事務の休廃止の許可の申請）

第六十二条　登録実践研修機関は、法第五十七条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする研修事務の範囲

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

三　休止しようとする場合には、その期間

四　休止し、又は廃止しようとする理由

（登録実践研修機関の研修事務等の文部科学大臣への引継ぎ）

第六十三条　登録実践研修機関は、当該登録実践研修機関が行っていた研修事務の全部又は一部を法第五十九条第一項の規定により文部科学大臣が自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　研修事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。

二　研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

２　前項の場合を除くほか、登録実践研修機関は、法第五十七条第一項の許可を受けて研修事務の全部を廃止したとき、又は法第五十八条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消されたときは、研修事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継がなければならない。

（文部科学大臣の研修事務等の登録実践研修機関への引継ぎ）

第六十四条　文部科学大臣は、自ら行っていた研修事務の全部若しくは一部を行わないものとする場合又は前条第二項の規定により研修事務に関する帳簿及び書類を引き継いだ場合において必要があると認めるときは、研修事務の実施のために必要な帳簿及び書類を登録実践研修機関に送付するものとする。

（実践研修の手数料の細目）

第六十五条　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行令第五条第一項の文部科学省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）、日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

第六節　登録日本語教員養成機関

（登録日本語教員養成機関の登録の申請）

第六十六条　法第六十二条第一項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　登録（法第二十三条第一号の登録をいう。以下この節において同じ。）を受けようとする者が法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類（登録を受けようとする者が独立行政法人等である場合には、イに掲げる書類を除く。）

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名及び経歴を記載した書類

二　登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し及び履歴書

三　養成課程に関する次に掲げる事項を記載した書類

イ　養成課程において実施する科目、各科目の内容及び時間数

ロ　養成課程の科目の授業を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目

ハ　その他文部科学大臣が必要と認める事項

２　法第六十二条第一項第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　養成業務（法第六十三条第一項に規定する養成業務をいう。以下この節において同じ。）を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

二　養成業務を開始しようとする年月日

（養成課程の科目及び時間数）

第六十七条　法第六十二条第二項第一号の文部科学省令で定める科目は、次に掲げる科目とする。

一　社会・文化・地域基礎に関する科目

二　言語と社会基礎に関する科目

三　言語と心理基礎に関する科目

四　言語と教育基礎に関する科目

五　言語基礎に関する科目

２　法第六十二条第二項第二号の文部科学省令で定める時間数は、同項第一号の科目の合計で三百七十五単位時間とする。この場合において、一単位時間は四十五分以上とする。

（養成課程の教授者の要件）

第六十八条　法第六十二条第二項第三号の文部科学省令で定める資格は、次の各号のいずれかとする。

一　前条第一項各号に掲げる科目に関する科目の研究により修士又は博士の学位（学校教育法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位及び外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を授与されたこと。

二　登録日本語教員の登録を受け、かつ、学士、修士又は博士の学位を授与されたこと。

（登録日本語教員養成機関登録簿の記載事項）

第六十九条　法第六十二条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三　養成業務を行う主たる事務所の名称及び所在地

四　養成業務を開始する年月日

２　法第六十二条第五項の文部科学省令で定める事項は、法人である登録日本語教員養成機関（法第六十三条第一項に規定する登録日本語教員養成機関をいう。以下この節において同じ。）の代表者の氏名とする。

（養成業務規程の届出）

第七十条　登録日本語教員養成機関は、法第六十三条第一項前段の規定による届出をするときは、その旨を記載した届出書に養成業務規程（同項に規定する養成業務規程をいう。）を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

２　登録日本語教員養成機関は、法第六十三条第一項後段の規定による届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一　変更の内容及び理由

二　変更の年月日